

事業者	製造業者	<ul style="list-style-type: none"> ●「再商品化」 廃家電のリサイクルを実施する。 ●排出抑制 <ul style="list-style-type: none"> ・耐久性の向上、修理体制の充実を図る。 ・設計、部品や原材料の選択を工夫し、リサイクルしやすい設計としていく。 	法第18条ほか 法第4条 基本方針2
		<p>【再商品化料金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○再商品化を能率的に行った場合の適正な原価以下である（上回らない）こと。 ○予め公表（新聞で）すること。 	法第19条、 20条 省令第8条
		<p>《勧告・指導》</p> <p>製造業者への指導や勧告は、経済産業大臣の権限である。</p>	法第21条

（市民が全体として税金負担するのではなく、「廃棄する人」が「廃棄する量」に応じて負担する。）（平13.2S市家電リサイクルの手引き）

（費用負担のメリット）

問611 排出者が費用負担することで、市民にメリットがあるのか。

答611 これまで、家庭から排出される廃家電は自治体が結局埋立てしていた。埋立てによる弊害として、土地の確保や環境影響がないよう埋立て後も継続して監視していくことにより、経費が継続してかかる。これは、我々の次の世代が負担することになる。

また、ごみに係る経費は現在、「市税」や「国税等を財源として市に入る交付金」で賄っている。年に3台も4台も家電を排出する人も、数年に1度しか出さない人もいるが、税金等で賄われていると、個人の「資源を大切に使う行為」が個人の負担に反映できないという側面がある。

その製品を使って廃棄するという行為について、廃棄する人は応分の負担をして、関係業界がリサイクルや収集の負担をするという役割を担うことになる。

この法律では、廃棄されるもののリサイクルだけでなく、製造業者が製品を製造する段階で、長期使用に耐える製品や、ごみとなった場合にも環境に負荷を与えず資源化しやすい商品を開発していくよう促す目的もある。また、法に基づき定められた国の基本方針では、製造業者や販売業者が製品の修理体制を整備する努力をするよう明記している。（平13.2S市家電リサイクルQ&A）

第7節 小売業者

（小売業者の定義）

問612 誰が小売業者となるのか。

答612 この法律での小売業者は最終消費者に特定家庭用機器を販売する者である。特定家庭用機器を販売する者に販売するいわゆる卸売業者は含まれない。ただし、商業

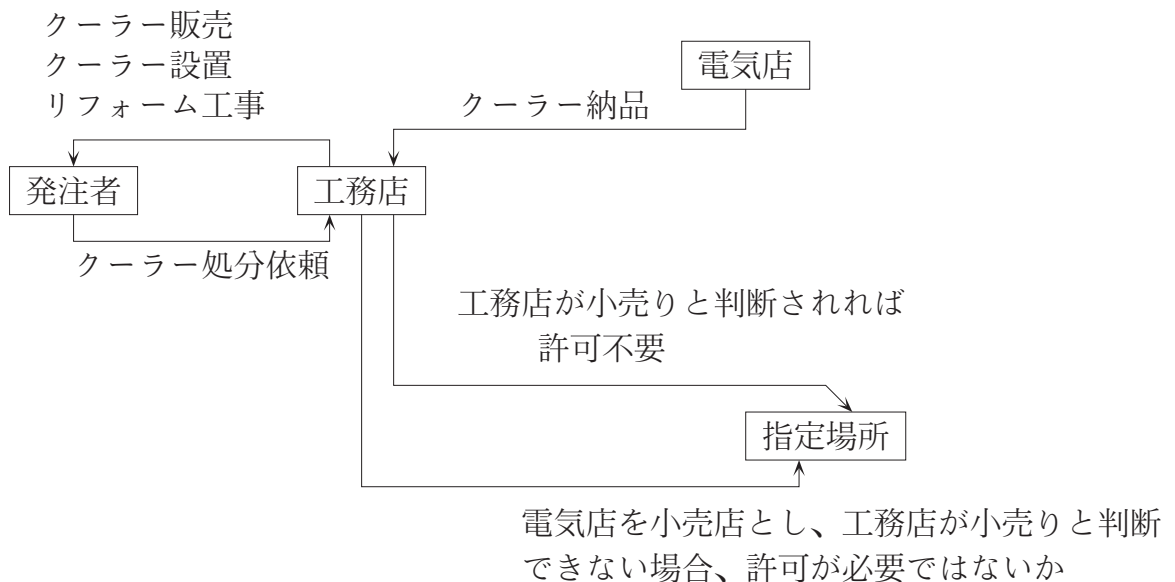
分類上、卸売業に分類される事業者への大量販売についても、購入する事業者が特定家庭用機器を販売する者でない場合、特定家庭用機器を販売する者は、この法律での小売業者に該当することとなる。

また、この法律は中古品も対象としている。リサイクルショップなど中古品販売業者も、特定家庭用機器（この場合は、中古のエアコン、テレビ、冷蔵庫及び洗濯機）を取扱っている場合、この法律の小売業者となる。

したがって、リサイクルショップなどの中古品販売業者についても、料金の公表をはじめ、この法律で定める義務を履行しなければならない。（平11.10.7厚生省法Q & A）

（工務店が小売業者になる場合）

問613 リフォーム等の改築工事でクーラーを工務店が販売及び設置を行っている場合、工務店は小売業者と判断するのか、それとも工務店に卸している業者を小売店とするのか。



答613 クーラーの売買契約を行い、古いものを取り外し新しいものに取り付け、対価をもらう者が工務店であれば、工務店は小売業者と考えることができる。（平12近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会）

（小売業者の責務）

問614 小売業者はこの法律で何をしなければならないのか。

答614 この法律では、小売業者は、

①自らが過去に小売販売をした特定家庭用機器廃棄物の引取りを求められたとき

又は、

②特定家庭用機器の小売販売に際し、同種の特定家庭用機器に係る特定家庭用機器廃棄物の引取りを求められたとき

について、正当な理由がある場合を除き、排出者がこれを排出する場所において引取らなければならない。つまり、排出者に対して小売業者の店舗まで持ち込むことを要請してはならず、各家庭まで引取りに行かなければならないものである。

また、小売業者は、消費者が特定家庭用機器を長期間使用できるよう必要な情報を提供するとともに、消費者による特定家庭用機器廃棄物の適正な排出を確保するために協力するよう努めなければならないという責務が課される。(平11.10.7厚生省 法Q&A)

(小売業者の引取義務(その1))

問615 小売業者はどのようなときに引き取ってくれるのか。

答615 特定家庭用機器廃棄物を排出しようとする消費者及び事業者から見れば、その特定家庭用機器を購入した店(小売業者)に連絡すれば引き取ってもらえることとなる。また、新たに製品(中古品を含む)を購入する場合は、その製品を購入した店(小売業者)、排出しようとしている特定家庭用機器を過去に購入した店(小売業者)いずれに連絡しても引取ってもらえることとなる。

なお、製品を購入した店(小売業者)に対しては、その製品を購入する時点で引取りを求める必要がある。

また、小売業者は「正当な理由がある場合を除き」引取らなければならないこととなっているが、この「正当な理由」とは、天災等により実際に引取りを行うことが不可能となった場合、料金を請求したにもかかわらず、排出者が料金を支払わない場合などを意味する。天災等の事情がなくなった時点や排出者が一旦料金支払いを拒否してもその後支払うこととした場合は、引取り義務が発生する。(平11.10.7厚生省 法Q&A)

(小売業者の引取義務(その2))

問616 小売業者が引き取らない場合はあるのか。また、この法律で引き取らなければならないもの以外は引き取ってはならないのか。

答616 例えば、特定家庭用機器を購入した店(小売業者)が廃業していた場合、この特定家庭用機器廃棄物について引取り義務を有する小売業者は存在しないこととなる。しかしながら、新たに製品を購入するのであれば、その際、その製品を購入した店(小売業者)に引取りを求めることができることとなる。

・また、小売業者は、自ら過去に小売販売した特定家庭用機器(廃棄物)や製品を販売する際引取りを求められた特定家庭用機器廃棄物は義務として引取りを行わなければならないものだが、これら以外の場合についても特定家庭用機器廃棄物を引取ることは問題ない。例えば、市町村との連携の下、その地域の特定家庭用機器廃棄物を全て引取ることも可能である。その場合でも、あらかじめ公表された料金を排出者に対し請求できる。(平11.10.7厚生省 法Q&A)

(家電リサイクル法の「引取義務外品」)

問617 法では基本的に小売業者に引取義務があるが、一部引取義務がなく市町村に対応が任された部分(引取義務外品)が存在する。なぜ引取義務外品があるのか？

答617 買い換えや過去に販売したものでなければ、その小売業者の責任が薄いということから除外された。(平13.2S市家電リサイクルの手引き)

(引取基準)

問618 古かったり壊れた製品も引取ってもらえるのか。

(1)かなり古いものでも引取るのか。

- (2)電気が通じないなど、機能しなくても引取るのか。
- (3)錆がでているが引取るのか。
- (4)中古品を購入したが引取るのか。

答618 (1)引取り対象である。その製品の製造された年に関らない。
(2)引取り対象である。再商品化する場合は、一旦部品や材料に分解・選別するので問題ない。
(3)引取り対象である。古いため錆がついていても対象である。
(4)引取り対象である。中古品として購入したものであっても、排出する際はリサイクルの対象となる。(販売したりサイクルショップなどが引き取る)。
(平13.2S市家電リサイクルQ&A)

(通信販売等で購入した廃家電)

問619 通信販売若しくは遠隔地で購入した廃家電の取扱いは。

答619 購入した販売店の引き取りは困難であり、地方公共団体による回収が基本になると考える。(平12.6.26全国廃棄物行政担当者会議)

(外国製、輸入品、小規模メーカーの家電の引取り)

問620 外国製、輸入品、小規模メーカーの家電の場合も販売店で引取るのか。

答620 引取る。販売店は買換えの際、又は過去に販売したものについては、どのメーカーの商品であっても引取る義務がある。なお、買換えでない場合、過去に購入した店が不明な場合は、市町村に相談する。(平13.2S市家電リサイクルQ&A)

(譲り受けた家電の排出方法)

問621 友人・知人から譲り受けたものである場合、どこに申込むのか。

答621 買換えをする場合は、新品を購入する小売業者に引取依頼できる。

買換えではなく、単に処分したい場合は、市町村に相談する。(なおこの場合、譲渡者は業として行ったわけではないので事業者としての引取義務は発生しない。)

(平13.2S市家電リサイクルQ&A)

(輸出業者の海外への売却)

問622 小売店が引き取った特定家庭用機器を輸出業者等が引取り、海外の販売店に売却することは可能か。

答622 可能である。ただし、リサイクル券が張付されたものは除く。(平成13.1.18本県聴取)

(小売店が下取りした家電の取扱い)

問623 小売店が下取りした家電(使用できるもの)を輸出業者に無償で譲渡する場合、その家電を運搬するものは収集運搬業の許可が必要か。例えば、宅急便で送付することができるか。

答623 コンセントをさして使用できるものであっても、海外で再使用される場合、一般的にその家電を廃棄物とは言い難い。

ただし、家電として機能しないものは、注意を要する。(平成13.1.23本県聴取)

(小売業者の引渡義務)

問624 小売業者は引取った特定家庭用機器廃棄物をどこまで運搬することになるのか。

答624 製造業者(又は指定法人)が特定家庭用機器廃棄物を引取る場所としてあらかじめ

め指定した場所（指定引取場所）まで運搬することになる。（平11.10.7厚生省 法Q & A）

（一般廃棄物処理業等に係る廃棄物処理法の特例）

問625 小売業者は委託によってこの法律の引取り・引渡しの義務を履行できるのか。

答625 小売業者は、この法律の義務を委託して行うことは可能である。その場合は、廃棄物処理法的一般廃棄物又は産業廃棄物いずれかの収集運搬の許可を得た者（廃棄物収集運搬業者）に委託しなければならない。

廃棄物収集運搬業者は収集運搬業の許可を受けた区域について、小売業者からの委託を受けることができる。（平11.10.7厚生省 法Q & A）

（リユースの場合のリサイクル料金）

問626 リユースの場合は料金を支払わなくてもよいのか。

答626 リユース（再度使用）の場合は、小売業者はこの法律に基づく収集運搬料金、製造業者等の再商品化等料金のいずれも請求することはできない。（平11.10.7厚生省 法Q & A）

（廃家電の中古品としての販売）

問627 廃家電を回収し、これを中古品として販売したいが。

答627 この場合、回収者は家電を有価物として回収することになり、排出者から収集運搬費用や再商品化費用を受取ることはできない。

もし、販売店がこれらの費用を徴収して回収したのち、その廃家電が中古品として販売できることが判明した場合、販売店は排出者にそれらの費用を返還しなければならない。

なお、これを業として行う場合は、古物商の許可が必要である。（平13.2S市家電リサイクルQ & A）

（収集運搬の再委託の禁止）

問628 委託によって引取り・引渡しを行う場合、再委託は認められるのか。

答628 再委託は責任の所在を不明確にするだけでなく、小売業者の意図しないところで、義務履行違反（結局、小売業者がその責任を問われることとなる。）が起こる可能性があり、認められないものである。

また、この法律の特定家庭用機器廃棄物管理票（家電マニフェスト）は小売業者が委託により義務履行する場合についての規定はあるが、再委託は想定していない。また、廃棄物処理法では再委託は禁止されている。

収集運搬の委託契約は小売業者本人と実際に特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬を行う廃棄物収集運搬業者との間で締結する必要があるが、締結事務のみを他の者に委任することは差支えない。（平11.10.7厚生省 法Q & A）

（勧告及び命令）

問629 小売業者が引取りや引渡しを行っていない場合はどうなるのか。

答629 小売業者が、天災等の正当な理由がなく特定家庭用機器廃棄物の引取り・引渡しを行っていない場合、主務大臣による勧告の対象となり、勧告に従わない場合は措置命令の対象となる。また、措置命令に違反した場合、50万円以下の罰金に処せられる。（平11.10.7厚生省 法Q & A）

(廃棄物処理法の改善命令、措置命令)

問630 小売業者が引取りや引渡しを行っているものの、適正なかたちで行っていない場合はどうなるのか。

答630 小売業者の引取り・引渡しは、廃棄物処理法での廃棄物の収集及び運搬に該当し、廃棄物処理基準等の規定の適用になる。

小売業者が、家電リサイクル法に定めるところにより、排出者からの引取り、製造業者等への引渡しを行っている場合であっても、その収集運搬の方法が廃棄物処理法の廃棄物処理基準に抵触したり、生活環境保全上支障が生じるものである場合、廃棄物処理法の規定により都道府県知事又は市町村長の改善命令、措置命令の対象となる。(平11.10.7厚生省 法Q & A)

第8節 家電リサイクル法に係る産業廃棄物収集運搬業

(家電リサイクル法に係る産業廃棄物収集運搬業の許可)

問631 (1) 小売業者から運搬の委託を受け、小売店から指定引取場所へ運搬するという事業計画で許可申請する場合、産業廃棄物収集運搬業許可申請として取扱ってもよいか。

(2) 一般家庭からの対象品目を指定引取場所へ運搬するという事業計画で許可申請する場合、産業廃棄物収集運搬業許可申請として取扱ってもよいか、また、処分先施設の整備状況が不明な段階で許可を行ってもよいか。

(3) 指定引取場所は廃掃法上の保管基準等、規制は受けるのか。

(4) 指定引取場所における調査権限は、当該所在地所轄の産業廃棄物部局にあるのか。

(5) 家電4品目については、あくまでも一廃である。しかし、実際には市町村で一廃の許可を新たに取得する事は難しい。そういった背景から、特例を目的とした産廃処理業としての申請が相次いでいる。

答631 (1) 特に排除することはできない。許可することができる。

(2)・(3)・(4) 家電リサイクル法関連では許可、マニフェストに特例があるだけで、そのほかについて(例 立ち入り検査権限、報告徴収を求める権限など)規定は廃掃法による。

(5) 実態として一廃の許可は限定的に運用されており一廃の許可が取れないことは理解している。正式な手続きをふまえている以上、申請を認めないのは難しい。(近畿ブロック平12)

第9節 製造業者等

(製造業者の定義)

問632 誰が製造業者等となるのか。